

## 平成22年第2回那珂川町議会定例会

### 議事日程(第4号)

平成22年3月12日(金曜日)午前10時開議

- |        |         |   |        |
|--------|---------|---|--------|
| 日程第 1  | 議案第 1号  | 人権擁護委員の推薦意見について                               | (町長提出) |
| 日程第 2  | 議案第 2号  | 那珂川町子育て支援センター条例の制定について                        | (町長提出) |
| 日程第 3  | 議案第 3号  | 那珂川町情報公開条例の一部改正について                           | (町長提出) |
| 日程第 4  | 議案第 4号  | 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について             | (町長提出) |
| 日程第 5  | 議案第 5号  | 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について                      | (町長提出) |
| 日程第 6  | 議案第 6号  | 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について                        | (町長提出) |
| 日程第 7  | 議案第 7号  | 那珂川町立学校の設置に関する条例の一部改正について                     | (町長提出) |
| 日程第 8  | 議案第 8号  | 那珂川町立美術館条例の一部改正について                           | (町長提出) |
| 日程第 9  | 議案第 9号  | 那珂川町体育施設条例の一部改正について                           | (町長提出) |
| 日程第 10 | 議案第 10号 | 那珂川町立保育所条例の一部改正について                           | (町長提出) |
| 日程第 11 | 議案第 11号 | 那珂川町放課後児童クラブ条例の一部改正について                       | (町長提出) |
| 日程第 12 | 議案第 12号 | 那珂川町児童館条例の一部改正について                            | (町長提出) |
| 日程第 13 | 議案第 13号 | 那珂川町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について                   | (町長提出) |
| 日程第 14 | 議案第 14号 | 那珂川町馬頭総合福祉センター条例の一部改正について                     | (町長提出) |
| 日程第 15 | 議案第 15号 | 那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 16 | 議案第 16号 | 那珂川町有住宅管理条例の一部改正について                          | (町長提出) |
| 日程第 17 | 議案第 17号 | 那珂川町営住宅等の駐車場条例の一部改正について                       | (町長提出) |
| 日程第 18 | 議案第 18号 | 平成21年度那珂川町一般会計補正予算の議決について                     | (町長提出) |

- 日程第 19 議案第 19 号 平成 21 年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第 20 議案第 20 号 平成 21 年度那珂川町老人保健特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第 21 議案第 21 号 平成 21 年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第 22 議案第 22 号 平成 21 年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第 23 議案第 23 号 平成 21 年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第 24 議案第 24 号 平成 21 年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第 25 議案第 25 号 平成 21 年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第 26 議案第 26 号 平成 21 年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第 27 議案第 27 号 町道路線の認定について (町長提出)
- 日程第 28 議案第 28 号 財産の取得について (町長提出)
- 日程第 29 議案第 29 号 小川中学校屋内体育館改築工事請負契約の締結について (町長提出)
- 日程第 30 議案第 30 号 小川中学校校舎耐震補強工事請負契約の締結について (町長提出)
- 日程第 31 議案第 31 号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同約の変更について (町長提出)
- 日程第 32 議案第 32 号 栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県後期高齢者医療広域連合同約の変更について (町長提出)
- 日程第 33 議案第 33 号 南那須地区広域行政事務組合同約の変更について (町長提出)
- 日程第 34 議案第 34 号 平成 22 年度那珂川町一般会計予算の議決について (町長提出)
- 日程第 35 議案第 35 号 平成 22 年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決に



出席議員（15名）

1番	鈴木雅仁君	2番	原田照信君
3番	益子明美君	4番	大金市美君
5番	岩村文郎君	6番	小林盛君
7番	福島泰夫君	8番	川上要一君
9番	阿久津武之君	10番	橋本操君
11番	鈴木和江君	12番	桑原勇一君
13番	杉本益三君	14番	薄井和平君
15番	石田彬良君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大金伊一君	副町長	佐藤佳正君
教育長	桑野正光君	会計管理者兼 会計課長	吉成啓二君
総務課長	佐藤良美君	企画財政課長	益子実君
ケーブル テレビ放送 センター室長	郡司正幸君	税務課長	川俣勇也君
住民生活課長	阿久津実君	健康福祉課長	小室定子君
建設課長	塚原富太君	農林振興課長	山本勇君
商工観光課長	高野麻男君	総合窓口課長	薄井績君
上下水道課長	手塚孝則君	環境総合推進 室長	星康美君
学校教育課長	荒井和夫君	生涯学習課長	藤田悦男君
農業委員会 事務局長	秋元誠一君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	田村正水	書記	橋本民夫
書記	岩村照恵	書記	深澤昌美

開議 午前 10 時 00 分

#### 開議の宣告

議長（石田彬良君） ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

#### 議事日程の報告

議長（石田彬良君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願います。

#### 議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（石田彬良君） 日程第1、議案第1号 人権擁護委員の推薦意見についてを議題とします。

これから人権擁護委員の推薦意見について審議いたしますが、地方自治法第117条の規定により、14番、薄井和平副議長の退席を求めます。

〔14番 薄井和平君退席〕

議長（石田彬良君） 提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第1号 人権擁護委員の推薦につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと定められております。

現在、人権擁護委員として活躍いただいております薄井忠恵氏は、平成22年6月30日をもって任期満了となります。引き続き同氏を推薦いたしたいと存じます。

薄井忠恵氏につきましては、人権擁護委員として平成16年7月から2期6年、大変熱心に

その任務を果たしてこられました。また、地域におかれましても人望が厚く、人格・識見ともに申し分のない方でございます。今回、議会のご意見をいただき法務省にご推薦申し上げ、法務大臣が委嘱することになっております。

なお、現在、当町における人権擁護委員の方々をご紹介申し上げますと、大金 進氏、岡 豊子氏、高林和夫氏、長谷川久夫氏、高田 敬氏、堀江喜代美氏、なお今回お願いいたします薄井忠恵氏の7名でございます。

ご賛同いただくようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（石田彬良君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 人権擁護委員の推薦意見については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

14番、薄井和平副議長の入場を許可します。

〔14番 薄井和平君入場〕

議長（石田彬良君） 薄井和平副議長に申し上げます。

議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（石田彬良君） 日程第2、議案第2号 那珂川町子育て支援センター条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第2号 那珂川町子育て支援センター条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の制定は、より一層充実した子育て支援事業を実施するため、子育て支援の拠点として平成22年度から開所するわかあゆ保育園に併設する子育て支援センターの設置及び名称等を定める条例を制定するもので、施行期日は、平成22年4月1日とするものです。

なお、内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（石田彬良君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） 補足説明をいたします。

子育て支援センターは、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助、地域子育て関連情報の提供など、子育て家庭への支援を実施する拠点とするものであります。

各条文の内容について説明いたします。

第1条は、設置について。子育て家庭等に対する相談・情報提供のほか、地域全体で子育てを支援する基盤形成を図るために設置することを定めたものです。

第2条は、子育て支援センターの名称及び位置について。保育園に併設する施設であることから保育園と同じ名称とし、那珂川町子育て支援センターわかあゆと定めたものです。

第3条は、実施する事業内容を定めたもので、子供や保護者の交流事業や相談事業、子育てサークルの育成・支援やファミリーサポート事業の推進等、多くの子育て家庭を支援できる事業展開を図るよう定めております。

第5条から第7条は、利用の制限、原状回復の義務、損害賠償の義務を定めたもので、第8条は、利用料について無料と定めたものです。

附則は、施行期日について、平成22年4月1日からとするものです。

以上で補足説明を終わります。

議長（石田彬良君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、益子明美さん。

3番（益子明美君） 子育て支援を拡充するためにこの子育て支援センターがわかあゆ保育園の中に設置されることは、保護者にとっても大変望ましく、待ちに待った事業であると思います。そこで、具体的な運営の方法と運営の時間、運営される職員の人数とその配置について1点お伺いいたします。

事業内容についてですが、今までされている子育てサロン事業、おかあさん塾とかヒヨコクラブ、そういった事業との関連はどのようになっているのでしょうか。それをサポートされているボランティア団体の家庭教育オピニオンリーダーや母子保健推進委員との関連というのはどういうふうになっていますでしょうか、お伺いいたします。

議長（石田彬良君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） それでは、まず子育て支援センターの開館時間等についてでございますけれども、この前も全協のほうで説明を申し上げたところでございますけれども、時間的には午前9時から午後5時までということで、月曜日から金曜日までの開館を予定しております。そのほか、事業によりまして土曜日ということもあろうかというふうには思っております。

それから、職員の配置についてということでございますけれども、一応職員は2名の配置を予定しております。1名は正職員になろうかと思ひまして、1名は臨時職員になるかもしれませんけれども、2名の職員配置を予定しているところでございます。

それから、ほかの子育てサロン事業等との関連でございますけれども、今まで社会福祉協議会、それから町のほうでもいろいろやってございましたけれども、今度、子育て支援センターができたということで、子育て支援センターが中心になってやっていくということでございますけれども、今までの事業も、関係機関と調整をしながらいかにうまくやっていくかということで、今後調整をしていくということになっておりますけれども、今まで以上の子育て支援ができるものというふうに考えております。

それから、今まで、家庭教育オピニオンリーダーの方とかいろんな方にお世話になってきておりますけれども、今後ますますこういった方々のご協力はいただいいていかななくてはならないというふうに思っておりますし、今後、子育て支援センターができたことで、町の中に

これからファミリーサポートセンターとかもつくっていかねばならないと思っておりますし、そういったものに関しては、こういったボランティアの皆さんのご協力をいただきたいというふうに思っておりますので、そういう方向で調整をしていきたいというふうに思っております。

議長（石田彬良君） 益子明美さん。

3番（益子明美君） 子育てサロン事業として現在行われているおかあさん塾やひよこくらぶというのは、現状のまま新年度も行われるというふうに理解してよろしいでしょうか。

それと、事業の中でファミリーサポート事業の推進ということが掲げられておりますが、当初はファミリーサポート事業に関しては、積極的に町としてみずからかかわっていくというような考えはないようにとらえていたんですが、そういったサポート事業をされる民間団体を育成、支援していくという方向でのお手伝いというふうに考えてよろしいでしょうか。

議長（石田彬良君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） 今まで実施しておりましたおかあさん塾とかひよこくらぶというのがそのほかにございますけれども、今のところ、そのまま続けていきたいというふうには思っております。やっていく中で今後調整はあるかと思えますけれども、当初は前年どおりやっていく方向であります。

それから、ファミリーサポート事業でございますけれども、前から申しておりますが、町が主体でやるのではなくて、民間の方々をお願いしたいというふうに考えておりますので、町はそれを支援するという立場でかかわっていききたいというふうに思っております。

議長（石田彬良君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 那珂川町子育て支援センター条例の制定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（石田彬良君） 日程第3、議案第3号 那珂川町情報公開条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第3号 那珂川町情報公開条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

公文書の開示を請求する情報公開につきまして、その手数料を現行200円から無料とするものでございます。

改正内容の詳細につきましては担当課長から説明申し上げますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（石田彬良君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 補足説明を申し上げます。

今回の改正内容は公文書の開示に係る手数料の改正でありまして、当町においては、1件につき現行200円の手数料及び写しの交付については1枚につき30円をいただいております。県内の料金状況を見ますと、ほとんどの市町、一部事務組合において手数料を無料とし、写しの交付に係る実費相当分のみをいただいている状況であります。当町においても、開かれた行政という情報公開の趣旨に基づき手数料を無料とし、写しの交付に係る実費相当分として、白黒の写し1枚につき10円、多色刷り、いわゆるカラーコピーの場合は1枚につき50円をいただくものであります。

附則は、施行日を定めたものであり、本年4月1日からとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。

議長（石田彬良君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

橋本 操君。

10番（橋本 操君） 10番、橋本です。ただいま総務課長より説明があったわけですが、

別表の第16条関係を見ますと、この表の中でいえば下から2番目なんですが、その他の場合、「町長が定める額」というのは具体的にはどんなことなのかお聞きします。

議長（石田彬良君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 町長が特に定める場合ということにつきましては、多色刷りにおいて両面複写あるいは白黒で両面複写等の場合にどのように扱うかということで、町長が別に定めるといことですが、基本的には、現段階では、多色刷りについては両面刷りは行わない、また単色につきましても、基本的には片面を1枚とカウントするということと考えております。

議長（石田彬良君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号 那珂川町情報公開条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（石田彬良君） 日程第4、議案第4号 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第4号 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

昨年11月の臨時議会において議決をいただきました那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、関連条例の整理を行うものであります。

改正内容の詳細については担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（石田彬良君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 補足説明を申し上げます。

今回の改正内容は、去年の人事院勧告に基づく関係条例の一部改正に伴う文言の整理でありまして、那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第8条の4中の「勤務日等」を、「第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日」と定義する改正であります。

なお、第8条の4で勤務日等を定義したことから、現行第10条で定義していたものを削除し、「勤務日等」と改めるものであります。

また、別表第1の改正は、17のいわゆる夏季休暇の項において、夏季休暇の期間から除くものに、「第8条の4第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等」を加えるものであります。

附則は、施行日を定めたものであり、本年4月1日からとするものでございます。

補足説明を終わります。

議長（石田彬良君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（石田彬良君） 日程第5、議案第5号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第5号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

昨年12月に議決をいただきました那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に基づき、所要の改正をするものでございます。

改正内容の詳細につきましては担当課長から説明申し上げますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（石田彬良君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 補足説明を申し上げます。

今回の改正内容は、昨年12月議会定例会において議決をいただきました那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正において、職員の勤務時間を「8時間」から「7時間45分」に改正したことに伴い、職員給与条例第13条第6項においても同様の改正を行うものであります。

附則は、施行日を定めたものであり、さきの改正と同様に、平成22年4月1日からとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。

議長（石田彬良君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（石田彬良君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（石田彬良君） 日程第6、議案第6号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第6号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正であります。後期高齢者医療制度の創設に伴い、新たに国民健康保険税負担が発生する者については、激変緩和措置として資格取得から2年間、後期高齢者医療制度と類似の保険税軽減措置を実施してまいりましたが、後期高齢者医療制度の保険料軽減措置が当分の間継続されることから、国保においても、現在実施している軽減措置を当分の間継続することといたすものであります。

附則につきましては、この条例の施行期日を定めるものであります。

なお、本条例の一部改正につきましては、去る2月25日に開催した国民健康保険運営協議会に諮問いたし、原案を承認する答申をいただいておりますので、提案いたすものでありま

す。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（石田彬良君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（石田彬良君） 日程第7、議案第7号 那珂川町立学校の設置に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第7号 那珂川町立学校の設置に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

国土調査法に基づき、本年度、馬頭地区の地籍調査を行い、馬頭中学校の土地の表示が地籍錯誤により変更となるため、那珂川町立学校の設置に関する条例の一部改正をする条例を

提案申し上げるものであります。

条例の改正内容は、別表第2中、馬頭中学校の位置、「那珂川町馬頭2558番1」を「那珂川町馬頭2558番10」に改めるもので、施行期日を平成22年4月1日とするものであります。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（石田彬良君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号 那珂川町立学校の設置に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（石田彬良君） 日程第8、議案第8号 那珂川町立美術館条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第8号 那珂川町立美術館条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

馬頭広重美術館は、平成12年11月に開館以来、現在まで91回の展覧会を開催し、46万人を超える入館者を迎えているところであり、人づくりや交流人口の増加で一定の経済効果が得られているものと認識しておりますが、今後とも、魅力ある美術館づくりに努めてまいりたいと考えております。

平成22年度から町内に開館しているいわむらかずお絵本の丘美術館やもうひとつの美術館に来町した親子連れ等が広重美術館に回遊しやすい環境をつくるため、義務教育終了までの児童・生徒の観覧料を無料といたしたく、条例の一部を改正するものであります。

内容の詳細については担当課長より説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（石田彬良君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（藤田悦男君） 補足説明をいたします。

今回の改正は、義務教育終了までの児童・生徒の観覧料を無料とする改正でありまして、同条例の別表第1及び別表第2の表中、「中学校、小学校の生徒、児童」の項を削除する改正であります。

附則は、この条例の施行期日を平成22年4月1日とするものであります。

以上で補足説明を終わります。

議長（石田彬良君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

3番、益子明美さん。

3番（益子明美君） 過去5年間における小学生、それから中学生の児童・生徒の入場者数をそれぞれ教えていただきたいと思っております。

議長（石田彬良君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（藤田悦男君） それぞれですとちょっと正確な数字は出てこないんですが、20年度までですと約300名程度でした。本年度、21年度、町内の学校関係の児童さんのほうを入れますと200名ほど増加しております。約500名ということになります。

以上でございます。

議長（石田彬良君） 益子明美さん。

3番（益子明美君） 町内の小・中学校の児童や生徒たちに、ずっと過去、棟方志功や岡本

太郎の特別展のときなどに、ぜひ学校で見てくださいということを書いてきて、なかなかそれが実現しないような状況が続いていたので、それが無料か無料でないかということで行けないということではなかったとは思いますが、無料にすることによって町内の小学生や中学生が多数行けて、そしてまた町外の修学旅行生とかというものの増加、誘致も図れるというふうに思いますので、大変よいことだと思うんですが、この無料化するというのを広く他町に周知して、よりそういった児童や生徒が来られるような環境づくりに努めていくという方向を考えてくださるかどうか、1点伺います。

議長（石田彬良君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（藤田悦男君） いろいろな雑誌関係等にも載せたりしたいと思っております、道の駅関係のものなのですが、道の駅の創刊号、それから春号ということでこういうのが出ているんですが、これにも広重美術館の無料ということ載せていきたいと思っております。これは年4回出ているものでございまして、広重の絵を使っていただくということで今検討しております。

以上でございます。

議長（石田彬良君） 益子明美さん。

3番（益子明美君） ぜひ積極的に、この無料化を図ったことによって、より多くの児童・生徒が来館できるような方向に努力していただければと思います。

以上です。

議長（石田彬良君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（石田彬良君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号 那珂川町立美術館条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（石田彬良君） 日程第 9、議案第 9 号 那珂川町体育施設条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第 9 号 那珂川町体育施設条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本年 4 月 1 日より、谷川小学校、大山田小学校が現在の大内小学校に統合となり、新たに馬頭東小学校としてスタートすることになりますので、廃校となる谷川、大山田小学校の体育館の利用について地元と協議をいたしましたところ、現在、各種スポーツ教室等で体育館を利用しており、今後も今までどおり利用したいとの強い要望がありましたので、谷川及び大山田体育館として利用いたしたく、町体育施設条例に追加するものであります。

内容の詳細については担当課長より説明させますので、ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石田彬良君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（藤田悦男君） 補足説明をいたします。

今回の改正内容は、体育施設として谷川及び大山田体育館を追加するものであり、同条例の第 2 条の表中、「那珂川町武茂体育館」の項の次に「那珂川町谷川体育館」、「那珂川町大山田体育館」を加えるものであります。

また、同条例別表 1、体育館、武道館、弓道場の表に、那珂川町谷川体育館、那珂川町大山田体育館の料金等を加えるものであります。

附則は、この条例の施行期日を平成 22 年 4 月 1 日とするものであります。

以上で説明を終わります。

議長（石田彬良君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（石田彬良君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号 那珂川町体育施設条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（石田彬良君） 日程第10、議案第10号 那珂川町立保育所条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第10号 那珂川町立保育所条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、保育所等再編整備計画に基づき建設を進めてまいりました小川地区統合保育園が開園することに伴い、既存の小川地区3保育園の名称を「わかあゆ保育園」、位置を「那珂川町小川869番地」、収容定員を「120人」に改める条例改正で、施行期日は、平成22年4月1日とするものです。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（石田彬良君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（石田彬良君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号 那珂川町立保育所条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（石田彬良君） 日程第11、議案第11号 那珂川町放課後児童クラブ条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第11号 那珂川町放課後児童クラブ条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、平成22年度から小川地区統合保育園の開園により空き施設となる現小川第1保育園を、児童館と小川放課後児童クラブで一体的に利用することとしたため、小川放課後児童クラブの位置を現小川第1保育園の位置に変更し、今後、利用者の増加が予測されることから、馬頭放課後児童クラブ、小川放課後児童クラブの収容定員を、放課後児童クラブガイドラインに基づきそれぞれ40名に改める条例改正で、施行期日を平成22年4月1日と

するものでございます。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（石田彬良君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、益子明美さん。

3番（益子明美君） 小川放課後児童クラブの場所が現在の幼稚園のところから第1保育園のほうの跡地に移って、広く確保できるということはいいことだなというふうに思っているんですが、現在の受け入れ児童数と、馬頭放課後児童クラブの現在の児童数と、それから馬頭放課後児童クラブの中で馬頭小学校区以外からいらしている方がいれば何人いるか教えていただきたい。

それと、来年度の募集締め切りが今日でしたか、まだ締め切っていないかもしれないんですけども、現在の応募状況というのを教えていただきたいと思います。

議長（石田彬良君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） それでは、1点目の現在の受け入れ数でございますけれども、馬頭、小川とも22名とか23名というふうになっております。時々休んだりとか冬休みの期間中だったりとということで若干入れかえがございますけれども、二十二、三名の子供たちが通っているということでございます。

それから、馬頭放課後児童クラブで馬頭小学校以外からということですが、現在は馬頭小学校の子供たちだけというふうになってございます。

それから、次年度でございますが、今のところ、募集中ということでございますが、把握はしておりませんが、同程度の人数になるかなというふうに予測はしてございます。

以上です。

議長（石田彬良君） 益子明美さん。

3番（益子明美君） 夏休みとか冬休みとか春休みとか、特別その期間だけ受け入れるということもやってくると思うんですが、その期間に関しては通常よりも何名ぐらい増加しているような傾向がありますか。

議長（石田彬良君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） やはり夏休みというのがふえるあれだと思いますけれども、人数的には四、五名だと思います。

議長（石田彬良君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号 那珂川町放課後児童クラブ条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（石田彬良君） 日程第12、議案第12号 那珂川町児童館条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第12号 那珂川町児童館条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、児童館への通所の利便性や、小川放課後児童クラブと一体的に利用することによる事業の充実等のため、児童館の位置を現小川第1保育園の位置に改める条例改正で、施行期日を平成22年4月1日とするものです。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（石田彬良君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号 那珂川町児童館条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（石田彬良君） 日程第13、議案第13号 那珂川町子ども医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第13号 那珂川町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、私の公約でありました子育て支援の一つとして、子育て家庭における経済負担の軽減のために、子ども医療費の対象年齢を小学3年から中学3年生に拡大するものです。

また、県子ども医療費助成制度の見直しに伴い、入院時食事療養費を助成対象外とする条例改正で、施行期日を平成22年4月1日とするものです。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

ます。

議長（石田彬良君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（石田彬良君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号 那珂川町こども医療費助成に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（石田彬良君） 日程第14、議案第14号 那珂川町馬頭総合福祉センター条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第14号 那珂川町馬頭総合福祉センター条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、平成19年度から休止している浴場を廃止すること及び管理業務を委託するための条例改正で、施行期日を平成22年4月1日とするものです。

なお、内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜り

ますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（石田彬良君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） 提案理由の補足説明を申し上げます。

新旧対照表により説明いたします。

まず、第3条の業務は、現状に合わせて条項を整理するものです。

第4条、第5条は、次年度から管理業務を委託することとしたことにより削除し、第6条は第7条に統合整理し、第7条、第8条はそれぞれ1条繰り上げ、第9条は「目的外利用等の禁止」を加え第6条とし、第10条から第16条まではそれぞれ3条ずつ繰り上げ、文言の整理をするもので、第17条は第3条と整合性をとるため整理し、3条繰り上げ、第18条、第19条は、業務内容の変更により運営委員会を設置する必要がないことから削除し、第20条を5条繰り上げ、別表1の施設使用料は、浴場を廃止することにより「入浴料」の項目を削除し、町民以外の者の使用料等については、小川総合福祉センターとの整合性を図るため、同率の割り増しの利用料とするものです。

以上で補足説明を終わります。

議長（石田彬良君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（石田彬良君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（石田彬良君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号 那珂川町馬頭総合福祉センター条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（石田彬良君） 日程第15、議案第15号 那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第15号 那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

このたび、土壌汚染対策法及び栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正に伴い、那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、提出いたすものであります。

今回の改正であります。2点ございまして、1点目は、法の許可を受けた汚染土壌処理施設において行われる土砂の埋め立て等については、法により周辺の安全が確保されるため町条例の適用対象外とすること、2点目は、法に規定する指定区域内で行う小規模特定事業については町長の許可を不要としてきましたが、法の一部改正により、指定区域が要措置区域と形質変更時要届け出区域に分類されるため、許可を不要とする区域を、「指定区域」から「要措置区域」、「形質変更時要届け出区域」に改めるものであります。

附則につきましては、この条例の施行期日を定めたものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。提案の理由の説明といたします。

議長（石田彬良君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（石田彬良君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第15号 那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

議長（石田彬良君） 再開します。

議案第16号及び議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（石田彬良君） 日程第16、議案第16号 那珂川町有住宅管理条例の一部改正について、日程第17、議案第17号 那珂川町営住宅等の駐車場条例の一部改正についての2議案は、関連性がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第16号 那珂川町有住宅管理条例の一部改正について並びに議案第17号 那珂川町営住宅等の駐車場条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第16号 那珂川町有住宅管理条例の一部改正についてであります、昨年8月

に公営住宅等管理計画を策定しました。その中には、住宅の耐震化率や水洗化率を向上させ、ゆとりある住宅の確保を目指すため、既存のストック住宅の活用や現在併用している住宅の長寿命化を図ることが盛り込まれています。この方針に沿って雇用促進住宅を取得し、家賃や入居基準等が公営住宅法の制約を受けない町有住宅として、幅広い所得層の皆様が快適な生活を送れるようにするため、関係条文の改正を行い、安全・安心なゆとりある住宅を提供し、適正な管理に努めたいと考えております。

住宅使用料については、階層により幅を持たせ、エレベーターが設置されていないことを勘案して、4階以上の中層階では若干低目に設定しております。

次に、議案第17号 那珂川町営住宅等の駐車場条例の一部改正についてであります。雇用促進住宅の駐車場は現在90区画あります。

那珂川町営住宅等の駐車場条例に基づき、入居者が利用しやすい駐車場として適正な管理に努めたく、第1条関係の別表に、サン・コーポラス馬頭の駐車場90区画を加えるものです。

なお、この条例の施行は平成22年4月1日とします。

詳細については担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（石田彬良君） 建設課長。

建設課長（塚原富太君） 補足説明を申し上げます。

那珂川町有住宅管理条例の一部改正について、その改正点を説明いたします。

新旧対照表をごらんください。

まず、第2条の名称及び位置ですが、住宅の名称を、住民基本台帳に登録されている名称に合わせ、「サン・コーポラス馬頭」にするものです。

次に、第8条の住宅使用料の額ですが、周辺の町営・町有住宅使用料を参考に、1階から3階までは3万4,000円とし、4階、5階については、エレベーターがないことを考慮して、4階を3万2,000円、5階を3万円とそれぞれするものでございます。

次に、裏の2ページをごらんください。

第8条の2は住宅使用料の特例で、耐用年数を大幅に経過した老朽住宅は順次除却する計画となっておりますが、そうした住宅の入居者が町有住宅に転居するときに住宅使用料が高額になった場合、その差額の一部を一定期間補てんする制度の創設でございます。

次に、第12条は入居者の費用負担義務に関する規定で、住宅の敷地内にある給水施設、集会所、汚水処理施設の維持管理費を現状どおり入居者の負担とするものです。

附則第1項は、施行日を平成22年4月1日とするものです。

附則第2項においては経過措置を定めております。現在、雇用促進住宅に入居している方が一時退去することなく継続して入居できるように、条例に規定されている入居するまでの手続の一部を省略し、引き続き入居するようにするための規定で、入居者に配慮した措置であります。

以上で補足説明を終わります。

議長（石田彬良君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

阿久津武之君。

9番（阿久津武之君） サン・コーポラス馬頭の使用料の問題ですが、周辺の住宅事情を勘案して使用料の設定をしたということと、あわせて、住宅事情というか、4階、5階の値段の設定をしたということは評価するんですが、そういう中で、これから財産の取得の問題もあるんですが、一応中古住宅という中で、この設定の根拠といたしますか、使用料、いわゆる家賃の根拠は何ですか。中古住宅なので、これも値段設定をちょっと低めてもいいかなと思うんですが、額の設定の根拠といたしますか、そういうのをちょっとお知らせ願いたいと思います。

議長（石田彬良君） 建設課長。

建設課長（塚原富太君） 今回は、町有住宅とはいえ公営住宅法を適用されます町有住宅の入居者にもそういった住宅に入れるように配慮いたしまして、まず基本となる3万4,000円についてでございますが、同時期に建設されました馬頭の新町上地区にありますゆりがね住宅の面積相当分に比例させまして、この3万4,000円という金額を出しております。

また、5階部分の3万円という金額につきましては、雇用促進住宅の東側に町営住宅の大宝地住宅がございますが、その町営住宅の家賃と同等の家賃にしております。4階の3万2,000円につきましては、1階から3階の3万4,000円と5階の3万円の間額の金額に設定し、この差額の2,000円につきましては、駐車場使用料の2,000円に相当する額となっております。

以上です。

議長（石田彬良君） 12番、桑原勇一君。

12番（桑原勇一君） 議案第17号のほうの駐車場の件ですけれども、現在、雇用促進住宅

を使っているんですけども、これからサン・コーポラス馬頭ということで90区画加えるということです。現在使っている駐車場なんですけれども、あそこに今現在ある自転車の駐輪場ですか、両方にあるんですけども、あそこを整備して車の駐車場にするような考えを持っているかどうか。

これは、現在、駐輪場になってはいるんですけども、ほとんどがあそこは車をとめているということで、促進住宅のときに、あの入り口に車が入らないようにという看板等を立ててずっとやってきたんですけども、どうしても車が入ってしまうということで、今はもう自転車の駐輪場はほとんど乗用車の駐車場になっております。これからこのサン・コーポラス馬頭の場合に、あんなに広く自転車を置く場所は要らないと思うんですけども、その辺の整備をする考えを持っているのかお伺いします。

議長（石田彬良君） 建設課長。

建設課長（塚原富太君） 住宅の戸数60戸に対しまして駐車場は1.5倍の90区画あるわけですが、現在、車どめ等が入り口にあるわけですが、一部の方は中へ車を入れていらっしゃるわけですが、町有住宅として取得した以降は、できるだけ中へ入れないように車どめを置きまして、駐車場にとめていただくようお願いしようという、そういう考えでございます。

以上です。

議長（石田彬良君） 桑原勇一君。

12番（桑原勇一君） 車どめを置くというのは非常にいいと思うんですけども、自転車の置き場所はあんなに広くは必要ないと思いますので、その辺の整備をして、あの辺を小さな花壇にするとか野菜をちょっとつくるようにするとか、そういった何か考えはないのかどうか。

議長（石田彬良君） 建設課長。

建設課長（塚原富太君） 今後、入居を進めるわけですが、その中で入居者との話し合い、あるいは今度募集をかけまして入居者が決定するわけですが、そういった入居する方の意見等も聴取しながら、議員さんおっしゃられたようにことも今後の選択として検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長（石田彬良君） ほかにありませんか。

14番、薄井和平君。

14番（薄井和平君） 現在入居している方がそのままいられるという、わかりやすく言えばそういうことですね。これ、現在、家賃の滞納者なんていうのは把握していますか。それがないとかあるとか、どうですか。

議長（石田彬良君） 建設課長。

建設課長（塚原富太君） 機構のほうに確認したところ現在2名おるということで、引き渡し日までにはそこら辺はちゃんと精算するという、そういう回答でございました。

以上です。

議長（石田彬良君） 薄井和平君。

14番（薄井和平君） もしその方が滞納のまま入居を続けられたときはどうするんですか。

議長（石田彬良君） 建設課長。

建設課長（塚原富太君） 未納がないような形で引き渡しをするよう機構にお願いしております。

以上です。

議長（石田彬良君） 薄井和平君。

14番（薄井和平君） それはわかるんですよ、その話は。けども、現に払ってもらえなければどうにもならないでしょう。その方はどうするんですかということです。仮に滞納者がそのまま居座ることを認めるのかどうか。

議長（石田彬良君） 建設課長。

建設課長（塚原富太君） あくまでも機構との話し合いで、その引き渡し日までにはそういった諸問題を解決した上で引き渡していただくことになっておりますので、もしそういったことがあるような場合には、事前に機構に再度申し入れをして、ちゃんとした形で引き渡していただくようお願いしようと考えております。

以上です。

議長（石田彬良君） 質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（石田彬良君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

なお、採決は1件ごとに行います。

議案第16号 那珂川町有住宅管理条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 那珂川町営住宅等の駐車場条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第18号～議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（石田彬良君） 日程第18、議案第18号 平成21年度那珂川町一般会計補正予算の議決について、日程第19、議案第19号 平成21年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決について、日程第20、議案第20号 平成21年度那珂川町老人保健特別会計補正予算の議決について、日程第21、議案第21号 平成21年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について、日程第22、議案第22号 平成21年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決について、日程第23、議案第23号 平成21年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の議決について、日程第24、議案第24号 平成21年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決について、日程第25、議案第25号 平成21年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決について、日程第26、議案第26号 平成21年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決について、以上9議案は関連性がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第18号から議案第26号、平成21年度那珂川町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計補正予算について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、一般会計補正予算から申し上げます。

今回の補正予算は、国において平成21年度第1次補正予算で創設された地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業及び地域活性化・公共投資臨時交付金事業について、その執行の見直しが行われたことに伴い精査するもの、また第2次補正予算において創設された地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用した事業を計上するほか、年度末を迎え各種事務事業費が確定し、国・県支出金が決定したこと、町税やその他の歳入につきましても決定あるいは見込みがついてきましたので、最終的な調整を行い補正予算を編成いたしました。

今年度予算化した事務事業はおおむね完了しているところでありますが、一部、年度内に完了の見込みが立たない事業があります。地域活性化・経済危機対策臨時交付金及び地域活性化・公共投資臨時交付金で実施している事業では町有財産管理費、固定資産税課税資料整備事業費及び小川中学校施設整備費を、地域活性化・きめ細かな臨時交付金で実施する事業では東部地区簡易水道事業費、簡易水道事業特別会計繰出金、農地諸費、町道改良舗装事業費、馬頭西小学校施設整備費、小川小学校施設整備費、体育施設維持管理費、学校給食センター管理運営費を、そのほか児童措置諸費、地方道路交付金事業費、消防施設整備事業費を、それぞれ繰越明許費として平成22年度に繰り越すこととしました。

歳入の主なものを申し上げますと、国庫支出金は、国の補正予算に係る地域活性化・経済危機対策臨時交付金及び公共投資臨時交付金、子育て応援特別手当支給事業の確定のほか、国の第2次補正予算によるきめ細かな臨時交付金などで4,274万3,000円、地方交付税は普通交付税の確定によるもので4億8,015万7,000円、繰越金は前年度繰越金で1億2,754万4,000円などがあります。また、繰入金のうち、当初予算において予算措置をしておりました財政調整基金、地域振興基金などを精査の上、3億288万2,000円を減額することとしました。

歳出の主なものを申し上げますと、第1は総務費で、職員退職手当特別負担金、減債基金積立金など1億5,055万9,000円を計上いたしました。第2は土木費で、きめ細かな臨時交付金事業として町道改良舗装事業費、急傾斜地崩壊対策事業費など7,594万2,000円を計上いたしました。第3は教育費で、きめ細かな臨時交付金事業として小川小学校施設整備費、馬頭西小学校施設整備費、学校給食センター管理運営費など6,126万9,000円を計上いたし

ました。このほか、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費及び消防費などについてもきめ細かな臨時交付金事業による経費を計上する一方、本年度予算化した事務事業を精査し、予算措置をいたしました。

その結果、補正予算額は3億2,000万円となり、補正後の予算総額は88億4,500万円となりました。

次に、国民健康保険特別会計であります。今回の補正は、事業費の確定精査により介護納付金、共同事業拠出金などを減額いたし、保険給付金、諸支出金などを増額するものであります。これに要する財源は、国庫支出金、前期高齢者交付金などを減額いたし、療養給付費交付金、一般会計繰入金、繰越金などを充てることとしました。

その結果、補正予算は4,000万円となり、補正後の予算総額は20億9,510万円となりました。

次に、老人保健特別会計であります。今回の補正は、医療給付金を減額するほか、20年度事業費の確定により一般会計への繰出金などを予算措置するものであります。これに要する財源は、支払基金交付金、一般会計繰入金を減額し、繰越金を充てることとしました。

その結果、補正予算額は20万円の減額となり、補正後の予算総額は840万2,000円となりました。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。今回の補正は、後期高齢者医療広域連合納付金、後期高齢者健診事業を減額するほか、20年度事業の確定により一般会計への繰出金などを予算措置するものであります。これに要する財源は、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金などを減額し、繰越金を充てることとしました。

その結果、補正予算額は2,570万円の減額となり、補正後の予算総額は1億4,680万円となりました。

次に、介護保険特別会計であります。今回の補正は保険給付費、基金積立金を計上するものであります。これに要する財源は、介護給付金準備基金繰入金を減額し、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰越金などを充てるものであります。

その結果、補正予算額は1億1,400万円となり、補正後の予算総額は12億8,000万円となりました。

次に、ケーブルテレビ事業特別会計であります。今回の補正は、管理運営費及び高度化事業の精査により減額するものであります。これに要する財源は、繰越金を増額し、使用料、一般会計繰入金、町債を減額するものであります。

これにより補正予算額は2,100万円の減額となり、補正後の予算総額は3億2,050万円となりました。

次に、下水道事業特別会計であります。今回の補正は、施設管理費及び下水道整備事業費の精査により減額するものであります。これに要する財源は繰越金を充て、負担金及び使用料を減額するものであります。

これにより補正予算額は600万円の減額となり、補正後の予算総額は3億3,300万円となりました。

次に、簡易水道事業特別会計であります。今回の補正は、きめ細かな臨時交付金事業により山崎地内配水管布設がえ工事費や水源調査費、削井工事費等を計上するほか、簡易水道管理費及び公債費を精査したものであります。これに要する財源は、一般会計繰入金、繰越金を増額し、水道事業収入、国庫支出金、町債を減額するものであります。

これにより補正予算額は2,590万円となり、補正後の予算総額は2億7,090万円となりました。

また、今年度予算化した事務事業はおおむね完了しているところでありますが、きめ細かな臨時交付金事業で行う配水管布設等工事費及び原水浄水施設等工事費については、繰越明許費として平成22年度に繰り越すこととしました。

最後に、水道事業会計であります。今回の補正は、きめ細かな臨時交付金事業で行う大山田地内配水管布設がえ工事費及び公的資金補償金免除繰上償還に係る費用のほか、事業費の確定によるもので、7,220万円を増額するものであります。

以上、一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計補正予算の概要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては各担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

訂正をいたします。

10ページのケーブルテレビ事業特別会計で補正予算額を「2,100万円」と言いましたが、「2,200万円」の減額となります。訂正いたしたいと思っております。

議長（石田彬良君） 企画財政課長。

企画財政課長（益子 実君） それでは、一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の6ページをごらんください。

第2表繰越明許費であります。国の第1次及び第2次補正予算に係るものが主なものでありまして、2款総務費、1項総務管理費、町有財産管理費は、庁用車の購入費で439万

3,000円、3項徴税費、固定資産税課税資料整備事業費は1,491万円、3款民生費、2項児童福祉費、児童措置諸費は、新年度の子ども手当給付に伴うシステム改修費で420万円、4款衛生費、1項保健衛生費は、きめ細かな臨時交付金事業による交付金を水道事業会計、簡易水道事業特別会計へ繰り出し、補助するもので、東部地区簡易水道事業費は1,500万円、簡易水道事業特別会計繰出金は3,500万円、5款農林水産業費、1項農業費、農地諸費は、きめ細かな臨時交付金事業により農道舗装工事を行うもので1,100万円、7款土木費、2項道路橋りょう費、地方道路交付金事業費は、大山田立野線に係るもので3,200万円、町道改良舗装事業費は、日向線、下馬頭線のほか、きめ細かな臨時交付金事業により町道の舗装工事を行うもので1億1,500万円、8款消防費、1項消防費、消防施設整備事業費は、防災情報通信設備の整備に係るもので2,763万2,000円、9款教育費、2項小学校費、馬頭西小学校施設整備費は、きめ細かな臨時交付金事業による音楽室改修に伴うもので600万円、小川小学校施設整備費も、きめ細かな臨時交付金事業による校舎給水管改修工事で2,500万円、3項中学校費、小川中学校施設整備費は、体育館の改築及び校舎耐震工事で1億5,850万7,000円、6項保健体育費、体育施設維持管理費は、きめ細かな臨時交付金事業による小川運動場のフェンス設置費で300万円、学校給食センター管理運営費も、きめ細かな臨時交付金事業による屋根防水工事及び浄化槽改修工事等で3,000万円を、本年度内の支出が見込めないため平成22年度に繰り越すものであります。

7ページをごらんください。

第3表地方債補正であります。1、追加として、防災情報通信設備整備事業は、全国瞬時通報システムの整備に係るもので、限度額を1,600万円とするもので、起債の方法は普通貸し付けまたは証券発行、利率は4.0%以内に設定するものであります。2、変更につきましては、事業費がおおむね確定したことにより増減するもので、定住促進団地整備事業は170万円を減額し、限度額を1,500万円とするもの、農道整備事業は160万円を増額し、限度額を2,860万円とするもの、道路整備事業は3,000万円を減額し、限度額を2億5,400万円とするもの、街路整備事業は140万円を増額し、限度額を890万円とするもの、中学校整備事業は1,630万円を増額し、限度額を1億1,000万円とするもの、小学校整備事業は200万円を増額し、限度額を1,300万円とするものであります。

続きまして、事項別明細書により歳入から申し上げます。

11ページをごらんください。

1款町税、2項1目固定資産税の補正額は1,300万円の減で、評価替えにより家屋評価額

が大幅に減少したことによるもの、2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金の補正額は63万6,000円の減で、今年度分の交付額確定によるものであります。

2款地方譲与税、2項1目自動車重量譲与税の補正額は790万円の減で、エコカー減税分を減額するものです。

8款自動車取得税交付金、1項1目自動車取得税交付金の補正額は1,150万円の減で、エコカー減税分を減額するものです。

10款地方交付税、1項1目地方交付税は4億8,015万7,000円の増で、今年度の普通交付税の確定により増額するものであります。

12款分担金及び負担金、2項1目民生費負担金の補正額は1,060万円の減で、保育児童保護者負担金は、第3子免除による減、放課後児童健全クラブ利用者の減によるものであります。

12ページに入ります。

13款使用料及び手数料、1項7目教育使用料の補正額は245万円の減で、美術館観覧料及びレストラン・ショップの使用料の減によるものです。

14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金の補正額は443万2,000円の増で、保険基盤安定費の確定によるものです。

2項1目総務費国庫補助金の補正額は5,623万1,000円の増で、国における平成21年度第1次補正予算の執行の見直しが行われ、交付限度額が確定したことに伴い地方活性化・経済危機対策臨時交付金を増額し、公共投資臨時交付金を減額するもの、第2次補正予算において創設された地域活性化・きめ細かな臨時交付金については、交付限度額を計上するものであります。

2目民生費国庫補助金の補正額は1,358万6,000円の減で、次世代育成支援対策交付金の確定のほか、国において廃止された子育て応援特別手当支給事業費及び事務取扱費を減額するもの、3目衛生費国庫補助金の補正額は600万円の減で、合併処理浄化槽設置整備事業費を減額するもの、5目土木費国庫補助金の補正額は253万4,000円の減で、地域住宅交付金事業費の確定によるものであります。

3項2目民生費委託金の補正額は420万円の増で、平成22年度から支給する子ども手当事務取扱費であります。

13ページ、15款県支出金、1項1目民生費県負担金の補正額は47万8,000円の減で、保険基盤安定費の確定によるものです。

2項3目衛生費県補助金の補正額は410万3,000円の減で、新型インフルエンザワクチン接種助成事業費の確定によるもの、4目農林水産業費県補助金の補正額は271万3,000円の減で、県単農業農村整備事業費、水田農業構造改革モデル条件整備事業及び学校給食地場農産物利用拡大事業費の確定によるもの、5目商工費県補助金の補正額は24万9,000円の増で、緊急雇用創出事業費の確定によるもの、6目教育費県補助金の補正額は3万6,000円の増で、とちぎグリーンニューディール事業費の確定によるもの、8目消防費県補助金の補正額は942万円の増で、防災情報通信設備整備事業交付金に係るものであります。

3項1目総務費委託金の補正額は63万3,000円の増で、経済センサス調査費、農林業センサス費及び衆議院議員総選挙費の確定によるものであります。

16款財産収入、2項1目不動産売払収入の補正額は638万9,000円の増で、小川南バイパスに係る町有地売払収入であります。

14ページに入ります。

17款寄附金、1項3目民生費寄附金の補正額は128万7,000円の増で、福祉基金に係るもの、4目教育費寄附金の補正額は20万円の増で、奨学基金に係るものであります。

18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金の補正額は2億円の減で、一般財源の収入状況を勘案し、平成22年度以降の財源確保のため基金の取り崩しを減額するもの、2目地域振興基金繰入金の補正額は1億700万円の減で、充当事業の確定により基金の取り崩しを減額するもの、4目奨学基金繰入金の補正額は67万2,000円の増で、貸付金の確定により減額するものであります。

3項1目老人保健特別会計繰入金の補正額は197万8,000円の増で、事業費確定による一般会計への返納金、2目後期高齢者医療特別会計繰入金の補正額も281万2,000円の増で、事業費確定による一般会計への返納金であります。

19款繰越金、1項1目繰越金の補正額は1億2,754万4,000円の増で、前年度繰越金であります。

15ページ、20款諸収入、5項3目過年度収入の補正額は37万2,000円の増で、障害者自立支援事業費に係る過年度分の国・県負担金、4目雑入の補正額は163万2,000円の増で、小川南バイパスに係る物件等補償費及びシシ肉販売収入であります。

21款町債、1項1目総務債の補正額は170万円の減で、定住促進団地整備事業に係るもの、2目農林水産業債の補正額は160万円の増で、農道整備事業に係るもの、3目土木債の補正額は2,860万円の減で、町道整備事業及び街路整備事業に係るもの、4目教育債の補正額は

1,830万円の増で、中学校及び小学校整備事業に係るもの、7目消防債の補正額は1,600万円の増で、防災情報通信設備事業に係るものであります。

16ページ、歳出に入ります。

2款総務費、1項1目一般管理費の補正額は3,836万4,000円の増で、特別職人件費は給料減額によるもの、職員人件費は早期退職者に係る退職手当特別負担金、総務管理費は事務費の精査によるもの、5目防犯交通安全対策費の補正額は1,261万6,000円の増で、防犯交通安全対策諸費は生活バス路線維持費補助金の確定によるもの、6目町営バス管理費の補正額は185万1,000円の減で、町営バス運行費の確定によるものです。

2項1目企画総務費の補正額は649万5,000円の減で、情報システム管理費に係るもののほか、ケーブルテレビ事業特別会計繰出金は、ケーブルテレビ事業費の精査に伴い繰出金を減額するもの、2目まちづくり費の補正額は200万円の増で、定住促進団地整備事業費に係るもの、4目財政調整基金等費の補正額は1億1,726万2,000円の増で、財政調整基金費は基金利子相当分を積み立てるものです。

17ページに続きます。

減債基金費は、基金利子相当分のほか、将来の公債費負担を勘案し積み立てるもの、地域振興基金費は、基金利子相当分のほか、土地売払収入分を積み立てるものであります。

3項2目賦課徴収費の補正額は562万5,000円の減で、固定資産税課税資料整備事業の確定によるもの、5項2目農業委員会委員選挙費の補正額は426万円の減、3目衆議院議員総選挙費の補正額は37万6,000円の減、4目町長選挙費の補正額は200万3,000円の減で、それぞれの選挙費の精算確定によるものであります。

18ページに入ります。

6項1目商工統計等調査費の補正額は92万7,000円の増で、商工統計等調査諸費は調査委員報酬の確定によるものであります。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の補正額は1,991万3,000円の増で、福祉基金費は基金利子及び寄附金分を積み立てるもの、国民健康保険特別会計繰出金は保険給付費の増によるもの、後期高齢者医療費は事務費繰り入れ等の確定によるもの、後期高齢者医療広域連合負担金は事務事業の精算確定によるものです。

19ページ、2目障害者福祉費の補正額は57万7,000円の減で、障害者自立支援特別対策事業費及び障害者福祉サービス事業費は事業費の精算確定によるもの、障害者福祉諸費は烏山地区子供発達支援センター事業費の確定によるもののほか、障害者福祉サービス費の過年度

分返納金、3目老人福祉費の補正額は986万8,000円の増で、老人措置費は措置費の増によるもの、介護予防費は事業費の確定によるもの、介護保険援助事業費は県への平成20年度分精算返納金、介護保険特別会計繰出金は介護給付費の増によるものです。

2項1目保育園費の補正額は280万円の減で、保育園諸費は中央保育所屋根塗装費など、統合保育園建設事業費は事業費確定により備品購入費を減額するもの、2目児童措置費の補正額は1,018万4,000円の減で、子育て応援特別手当支給事業費は制度廃止によるもの、児童措置諸費は平成22年度子ども手当制度創設によるシステム改修費、放課後児童クラブ運営事業費は精算確定に伴う県への運営費返納金です。

20ページに入ります。

3目母子福祉費の補正額は8万7,000円の増で、母子等福祉諸費は平成22年度のこども医療費拡充に伴うシステム改修費であります。

4款衛生費、1項2目予防費の補正額は351万5,000円の減で、予防接種費は予防接種者の増によるもの、新型インフルエンザ対策費は非課税者のワクチン接種者の減によるもの、3目健康増進費の補正額は168万1,000円の減で、老人保健特別会計繰出金は事業費の確定により減額するもの、4目環境衛生費の補正額は1,819万5,000円の増で、合併処理浄化槽設置整備事業費は、国の経済対策により9月補正で計上した循環型社会形成推進事業実施に伴い当初計上分を減額するもの、東部地区簡易水道事業費、簡易水道事業特別会計繰出金、水道事業費については、国の各種経済対策による水道施設整備事業に対し交付金相当分を補助及び繰り出すものであります。

2項1目ごみ処理費の補正額は516万円の減で、ごみ処理運搬事業費の確定によるものです。

21ページ、5款農林水産業費、1項3目農林振興費の補正額は205万円の減で、水田農業構造改革モデル条件整備事業の確定によるもの、5目農地費の補正額は1,100万円の増で、農地諸費はきめ細かな臨時交付金事業による農道整備事業費、7目イノシシ肉加工事業費の補正額は62万円の増で、イノシシ肉購入代金を増額するものであります。

2項2目林業振興費の補正額は81万円の増で、木材需要拡大事業費は補助金を増額し、町単農村振興事業費は矢又地内の作業道の舗装費を補助するものです。

6款商工費、1項1目商工総務費の補正額は24万9,000円の増で、緊急雇用創出事業費に係るもの、3目観光費の補正額は127万1,000円の増で、ゆりがねの湯管理費は燃料費を精査し施設の修繕に係るもの、定住センター管理費及び観光センター管理費はそれぞれ施設を

修繕するもの、扇の館管理費は施設の修繕及び周辺支障木を伐採するものです。

22ページに続きます。

観光諸費は、馬頭・小川観光協会の合併に際し合併補助金を交付するものであります。

7款土木費、2項3目道路新設改良費の補正額は7,200万円の増で、町道改良舗装事業費はきめ細かな臨時交付金事業により町道の維持補修工事等を行うものです。

3項1目砂防費の補正額は494万2,000円の増で、急傾斜地崩壊対策事業費は松野地区の県営事業負担金が確定したことによるものです。

5項1目住宅管理費の補正額は100万円の減で、町営住宅管理費は谷田町営住宅浄化槽設置工事費の確定によるものであります。

8款消防費、1項2目非常備消防費の補正額は81万6,000円の減で、防災行政無線機器保守委託料の確定によるものです。

23ページ、3目消防施設費の補正額は300万円の減で、消防施設整備事業費は防災無線整備事業費の確定により工事費を減額する一方、新たに防災情報通信設備を整備するものであります。

9款教育費、1項2目事務局費の補正額は194万7,000円の減で、職員人件費は教育長人件費を減額するもの、外国語指導助手設置費は業務委託料の確定によるもの、奨学金運営費は貸付金の減のほか、基金利子相当分を積み立てるものです。

2項1目学校管理費の補正額は163万円の減で、学校管理諸費は小学校施設耐震診断委託料の確定によるもの、3目学校施設整備費の補正額は3,008万5,000円の増で、馬頭小学校施設整備費は空調設備工事費の確定によるもの、馬頭西小学校施設整備費はきめ細かな臨時交付金事業により音楽室を改修するもの、小川小学校施設整備費もきめ細かな臨時交付金事業により校舎給水管の改修工事を行うものです。

3項1目学校管理費の補正額は21万7,000円の減で、学校管理諸費は通学費補助金の確定によるもの、3目学校施設整備費の補正額は67万7,000円の減で、馬頭中学校施設整備費は空調設備工事費の確定によるものです。

24ページに入ります。

5項1目社会教育総務費の補正額は47万円の増で、教育文化基金費は基金利子及び寄附金相当分を積み立てるもの、6目美術館費の補正額は450万円の増で、美術館管理運営費はきめ細かな臨時交付金事業により施設の維持補修を行うものです。

6項2目保健体育施設費の補正額は300万円の増で、体育施設維持管理費はきめ細かな臨

時交付金事業により小川運動場整備費であります。3目給食センター費の補正額は2,768万5,000円の増で、学校給食センター管理運営費はきめ細かな臨時交付金事業により屋根防水工事、浄化槽改修工事及び食洗機の修繕等を行うものを計上いたしました。

25ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

議長（石田彬良君） 補足説明の途中ですが、ここで休憩いたします。

再開は13時10分といたします。

休憩 午後 零時03分

再開 午後 1時10分

議長（石田彬良君） 再開します。

引き続き補正予算の補足説明をお願いします。

住民生活課長（阿久津 実君） 続きまして、国民健康保険特別会計補正予算について補足説明をいたします。

補正予算書の7ページ、事項別明細書をごらんください。

歳入からご説明いたします。

4款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金の補正額は2,194万9,000円の減で、額の確定によるもの、2項1目財政調整交付金の補正額は1,000万円の増で、普通調整交付金であります。2目介護従事者処遇改善臨時特例交付金の補正額は209万1,000円の増で、今年度、介護報酬改定による介護保険料の引き上げを緩和するために交付されるもの、3目出産育児一時金補助金の補正額は40万円の増で、20件の出産育児一時金補助金であります。

5款療養給付費交付金、1項1目療養給付費交付金の補正額は2,133万5,000円の増、6款前期高齢者交付金、1項1目前期高齢者交付金の補正額は1,410万3,000円の減、7款県支出金、2項1目財政調整交付金の補正額は545万円の減で、いずれも額の確定によるものであります。

8ページ、9款財産収入、1項1目利子及び配当金の補正額は43万5,000円の増で、財政調整基金の利子を増額するもの、10款繰入金、1項1目一般会計繰入金の補正額は2,596万

3,000円の増で、保険基盤安定繰入金、出産育児一時金及び財政安定化支援事業繰入金の見込み額から増額いたすものであります。

11款繰越金、1項2目その他繰越金の補正額は2,127万8,000円の増で、前年度繰越金であります。

9ページ、歳出に入ります。

2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費の補正額は4,050万3,000円の増で、給付実績から増額するもの、2項3目一般被保険者高額介護合算療養費の補正額は21万3,000円の増で、3件の高額介護合算療養費、4項1目出産育児一時金の補正額は151万円の減で、支給実績から減額するものであります。

5款老人保健拠出金、1項1目老人保健医療費拠出金の補正額は92万9,000円の減で、拠出金の額の確定により減額するもの、2目老人保健事務費拠出金の補正額は17万7,000円の減で、額の確定によるものであります。

10ページ、6款介護納付金、1項1目介護納付金の補正額は2,362万円の減で、額の確定によるもの、7款共同事業拠出金、1項1目高額医療費拠出金の補正額は139万2,000円の減で、額の確定によるものであります。

9款基金積立金、1項1目財政調整基金積立金の補正額は43万6,000円の増で、財政調整基金の利子相当額を積み立てするもの、11款諸支出金、1項3目一般被保険者償還金の補正額は2,647万6,000円の増で、平成20年度医療給付費国庫負担金の精算により超過交付分を国に返還するものであります。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

次に、老人保健特別会計補正予算について、補正予算書の7ページ、事項別明細書により歳入からご説明いたします。

1款支払基金交付金、1項1目医療費交付金の補正額は165万円の減で、医療費の減によるもの、2目審査支払手数料交付金の補正額は7万円の減で、審査支払手数料の減によるものであります。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金の補正額は168万1,000円の減で、医療費総額から支払基金交付金、国・県支出金の交付額を推計し減額いたすものであります。

5款繰越金、1項1目繰越金の補正額は320万1,000円の増で、前年度繰越金であります。

8ページ、歳出に入ります。

1款総務費、1項1目一般管理費の補正額は3万1,000円の減で、電算処理業務費の減に

よるもの、2款医療諸費、1項1目医療給付費の補正額は240万円の減、2目医療費支給費の補正額は90万円の減、3目審査支払手数料の補正額は7万円の減で、老人医療費の本年度の給付実績を勘案し、それぞれ減額をいたすものであります。

3款諸支出金、1項1目償還金の補正額は122万3,000円の増で、平成20年度老人医療費県負担金精算により超過交付分を返還するもの、2項1目一般会計繰出金の補正額は197万8,000円の増で、平成20年度老人医療費精算に伴う一般会計への返還金であります。

以上で老人保健特別会計補正予算の補足説明を終わります。

次に、後期高齢者医療特別会計補正予算について、補正予算書の7ページ、事項別明細書により歳入からご説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料、1項1目後期高齢者医療特別徴収保険料の補正額は2,660万円の減、2目後期高齢者医療普通徴収保険料の補正額は460万円の増で、国の特別対策による軽減の拡充と、特別徴収、普通徴収の割合の変更によるものであります。

3款繰入金、1項1目事務費繰入金の補正額は631万7,000円の減で、健診事業費の減によるもの、2目保険基盤安定繰入金の補正額は34万1,000円の増で、保険料の軽減分を繰り入れするものであります。

4款繰越金、1項1目繰越金の補正額は281万2,000円の増で、前年度繰越金であります。

5款諸収入、3項3目雑入の補正額は53万6,000円の減で、本年度健診事業費中、基本健診に係る見込み額を推計し減額いたすものであります。

8ページ、歳出に入ります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金の補正額は2,165万9,000円の減で、国の特別対策により保険料が減額したことによるもの、3款後期高齢者健診事業費、1項1目後期高齢者健診事業費の補正額は685万3,000円の減で、健診単価及び受診者の減に伴うものであります。

4款2項1目繰出金の補正額は281万2,000円の増で、平成20年度後期高齢者医療費精算に伴う一般会計への繰出金であります。

以上で後期高齢者医療特別会計補正予算の補足説明を終わります。

健康福祉課長（小室定子君） 続きまして、介護保険特別会計補正予算について補足説明をいたします。

まず、7ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入から説明いたします。

1款介護保険料、1項1目第1号被保険者保険料の補正額は696万5,000円の増で、所得

段階別人数の増減等によるものです。

3 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金の補正額は1,449万円の増で、介護給付費の増により増額となるものです。2 項 1 目調整交付金の補正額は2,088万8,000円の増で、交付基準率の増により増額となるものです。

4 款支払基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金の補正額は2,632万円の増で、介護給付費の増により増額となるものです。

5 款県支出金、1 項 1 目介護給付費負担金の補正額は1,229万1,000円の増で、介護給付費の増により増額となるものです。

8 ページをごらんください。

6 款財産収入、1 項 1 目利子及び配当金の補正額は48万円の増で、介護給付費準備基金等の利子額を計上したものです。

7 款繰入金、1 項 1 目介護給付費繰入金の補正額は1,000万円の増で、介護給付費の増により増額となるものです。2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金の補正額は3,200万円の減で、繰越金の増により調整するものです。2 目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金の補正額は527万3,000円の増で、第 1 号被保険者保険料軽減分の繰入金です。

8 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は4,929万3,000円の増で、前年度繰越金です。

9 ページ、歳出について説明いたします。

2 款保険給付費、1 項 1 目居宅介護サービス給付費の補正額は5,000万円の増で、居宅介護サービス給付費の増によるものです。4 目施設介護サービス給付費の補正額は4,900万円の増で、施設介護サービス給付費の増によるものです。8 目居宅介護サービス計画給付費の補正額は830万円の増で、居宅介護サービス計画給付費の増によるものです。

2 項 1 目介護予防サービス給付費の補正額は300万円の増で、介護予防サービス給付費の増によるものです。3 項 1 目審査支払手数料の補正額は21万8,000円の増で、審査件数の増によるものです。

10ページをごらんください。

4 項 1 目高額介護サービス費の補正額は300万円の増で、高額介護サービス費の増によるものです。

5 款基金積立金、1 項 1 目介護給付費準備基金積立金の補正額は46万9,000円の増で、基金利子分です。2 目介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金の補正額は1 万3,000円の増で、基金利子分です。

以上で介護保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

ケーブルテレビ放送センター室長（郡司正幸君） 続きまして、那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算について補足説明をいたします。

補正予算書の4ページをごらんください。

第2表地方債補正であります。ケーブルテレビ高度化事業として当初4,200万円の起債を予定しましたが、事業の進捗状況を踏まえ、その限度額を1,000万円減額するものであります。

8ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により歳入から申し上げます。

2款使用料及び手数料、1項1目使用料の補正額は3,500万円を減額するもので、加入促進に伴う基本利用料の免除等に伴うものであります。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金は919万5,000円を減額するものであります。

4款繰越金、1項1目繰越金は、前年度繰越金3,219万5,000円を増額するものであります。

6款町債、1項1目合併特例債は1,000万円を減額するものであります。

続きまして、9ページの歳出に入ります。

1款ケーブルテレビ事業費、1項1目管理運営費の補正額は1,200万円を減額するもので、IP電話通話料であります。2項1目高度化事業費の補正額は1,000万円を減額するものであります。

以上でケーブルテレビ事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

上下水道課長（手塚孝則君） 続きまして、下水道事業特別会計補正予算について補足説明をいたします。

補正予算書7ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

1款分担金及び負担金、1項1目負担金の補正額は800万円の減で、公共下水道事業受益者負担金の減によるもの、2款使用料及び手数料、1項1目使用料の補正額は300万6,000円の減で、現年度分下水道使用料の減によるもの、5款繰越金、1項1目繰越金の補正額は500万6,000円の増で、前年度繰越金であります。

8ページ、歳出に入ります。

1款下水道事業費、1項2目施設管理費の補正額は400万円の減で、需用費は光熱水費の減によるもの、委託料は施設設備管理委託料の減によるものであります。2項1目下水道整

備費の補正額は200万円の減で、整備事業費は業務委託料の減によるものであります。

以上で下水道事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、簡易水道事業特別会計補正予算について補足説明をいたします。

補正予算書4ページをごらんください。

第2表繰越明許費であります。2款水道事業費、1項施設管理費、配水管布設等工事費940万円、原水浄水設備等工事費2,560万円を繰り越すもので、いずれもきめ細かな臨時交付金によるものであります。

5ページ、第3表地方債補正、1、変更は、薬利地内配水管布設替事業として500万円を計画しておりましたが、自主財源で賄えることとなりましたので、借り入れしないことといたしました。

続いて、9ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

1款水道事業収入、1項1目水道使用料の補正額は450万円の減で、水道使用料の減によるもの、3款国庫支出金、1項1目簡易水道等施設整備費補助金の補正額は178万円の減で、補助率の変更等によるもの、4款繰入金、1項1目一般会計繰入金の補正額は2,050万円の増で、内訳は、交付金事業等の確定見込み額が1,250万円の減、繰越事業3,300万円を相殺したものであります。

5款繰越金、1項1目繰越金の補正額は1,668万円の増で、前年度繰越金、7款町債、1項1目水道事業債の補正額は500万円の減で、薬利地内配水管布設替事業の起債を取りやめたものであります。

10ページ、歳出に入ります。

2款水道事業費、1項1目簡易水道管理費の補正額は2,508万6,000円の増で、配水管布設等工事費は、21年度事業の精算見込み額と繰越工事の山崎地内配水管布設替工事費を相殺したもの、原水浄水設備等工事費は、21年度事業の精算見込み額と繰越事業の水源調査及び削井工事費用を相殺したものであります。

4款公債費、1項1目元金の補正額は189万4,000円の増で、町債償還元金の確定によるもの、2目利子の補正額は108万円の減で、町債償還利子の確定によるものであります。

以上で簡易水道事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、水道事業会計補正予算について補足説明をいたします。

3ページをごらんください。

別表企業債補正であります。1、追加は借換債で、6,870万円を限度額とし、利率4%

以内で町債を起こすものであります。2、変更は、当初、平館地内配水管布設替事業として800万円の町債を予定しておりましたが、臨時交付金事業に振りかわったため取り下げとするものであります。

補正予算書5ページ、実施計画により収益的収入及び支出について収入から申し上げます。

2款東部地区簡易水道事業収益、1項1目給水収益の補正額は130万円の減で、水道料金の減を見込みました。2項1目他会計補助金の補正額は200万円の減で、企業債利息の減に伴うものであります。

支出に入ります。

2款東部地区簡易水道事業費用、1項1目原水及び浄水費の補正額は32万6,000円の減で、動力費の減によるもの、2項1目支払利息の補正額は297万4,000円の減で、支払利息の確定によるものであります。

続きまして、6ページ、資本的収入及び支出について、収入から申し上げます。

1款上水道事業収入、2項1目企業債の補正額は800万円の減で、3ページで説明したとおりであります。3項1目他会計補助金の補正額は550万円の増で、今年度事業であります前山地内及び広瀬地内配水管布設替工事が20年度交付金事業に振りかわったための措置であります。

2款東部地区簡易水道事業収入、1項1目工事負担金の補正額は20万円の増で、高手地内配水管布設工事の精算見込みによるもの、2項1目他会計補助金の補正額は1,219万5,000円の増で、今年度の交付金事業や来年度の繰越事業となる臨時交付金事業等を相殺したものの、2目国庫補助金の補正額は190万円の減で、補助率の減及び精算見込み額の減によるものであります。3項1目企業債の補正額は6,870万円の増で、繰上償還による借換債であります。

支出に入ります。

1款上水道事業支出、1項2目配水設備費の補正額は700万円の減で、当初予定した平館地内配水管布設替工事が交付金事業に振りかわったため減するものであります。

2款東部地区簡易水道事業支出、1項1目原水設備費の補正額は117万8,000円の減で、発電設備更新事業の確定によるもの、2目配水設備費の補正額は1,330万円の増で、繰越事業となる臨時交付金事業等によるものであります。2項1目企業債償還金の補正額は7,037万8,000円の増で、繰上償還金等であります。

補正予算書の訂正をお願いしたいと思いますが、簡易水道事業特別会計であります。

まず、1ページの第1条の2のところ「歓項」の「歡」の字が間違っております。申し

わけありません。それから、2ページの表の一番左上、この「歡」も間違っておりますので、訂正をお願いします。同じく3ページの表の左上の「歡」ですね。全部「歡」の字が間違っておりますので、訂正をいたします。

それから、5ページの「2表」は「3表」でございます。「第2表」を「第3表」に訂正をお願いします。

それから、7ページの同じく表の左上の「歡」の字が間違っております。8ページについても同じでございます。左上の「歡」が間違っております。

それと、9ページの歳入のところの「1歡」、「3歡」、「4歡」、「5歡」、「7歡」、すべて「歡」の字が間違っております。10ページ、ここも「2歡」と「4歡」、「歡」の字の訂正をお願いします。大変申しわけありません。

以上で9会計の補正予算の補足説明を終わります。

議長（石田彬良君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑がある場合は、会計名、ページ数をお示しください。

質疑はありませんか。

5番、岩村文郎君。

5番（岩村文郎君） 1点だけお伺いしたいと思います。

一般会計の21ページなのですが、イノシシ肉加工事業費で、収入が今回70万の補正で、それと事業支出が62万出ております。この加工事業は始まって間もないということで結構関心があるということで私も注意深く見ていたので、今までの個体を買上げた頭数、また精肉の販売先は主にどんなところが、わかる範囲でお示しいただければありがたいと思います。

議長（石田彬良君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） イノシシの買い入れ頭数でございますけれども、きのう現在で134頭買い入れております。ほとんどが那珂川町でございますけれども、このほか、広域連携でやっております那須烏山市、益子町、大田原市、那須町、茂木町、市貝町などから購入しております。

それと、販売先でございますけれども、主に多く販売しているのは、馬頭温泉郷の旅館のほうで購入をしていただいております。このほか、道の駅あるいはまほろばの湯、それとゆりがねの湯などが主な販売先になっております。

議長（石田彬良君） 岩村文郎君。

5番（岩村文郎君） 今までのトータルで134頭ということで、事業経費は今までどのくらいか。また、販売が今度の補正予算では70万なんですけど、トータルで販売はどのくらいか。現時点でわかる範囲で結構ですのでお願いしたい。

議長（石田彬良君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 販売価格のほうでございますけれども、きのうまでで134頭処理していますけれども、現在、集計して上がってきている数字は、117頭まで処理した時点での肉の売り上げにつきましては412万6,000円になっております。

以上です。

議長（石田彬良君） ほかにありませんか。

3番、益子明美さん。

3番（益子明美君） 一般会計補正予算書の20ページです。衛生費の中の予防費、新型インフルエンザ対策費が422万3,000円減ということで、ワクチン接種者の減ということなんですけど、新型インフルエンザ予防ワクチンの接種者はどのくらいいたのでしょうか、1点お伺いします。

それと、24ページ、教育費の中の美術館費、美術館管理運営費で、きめ細かな臨時交付金で施設の維持補修ということで450万計上されておりますが、具体的な維持補修はどういったところにかかるといえるのでしょうか、お伺いいたします。

議長（石田彬良君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） それでは、1番目の新型インフルエンザの接種者ということですけども、今回、国のほうで補助する分とそれから町独自の分というのがございまして、当初は大体2,400程度を見込んでおったところでございますけれども、実際に接種しまして、現在までに余ってきているものは2,000人弱ということでございます。

議長（石田彬良君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（藤田悦男君） 美術館の修繕関係でございますが、主なものは展示室内の大きな展示ガラスを押さえておく金具が、かなりの重みがありまして外れる可能性があるということがありまして、メンテナンスを全部かけたいのと、あとは照明器具関係、それと独立展示ケース関係の修理ということでございます。

議長（石田彬良君） 質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（石田彬良君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第18号 平成21年度那珂川町一般会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号 平成21年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号 平成21年度那珂川町老人保健特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号 平成21年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号 平成21年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号 平成21年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号 平成21年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号 平成21年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号 平成21年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（石田彬良君） 日程第27、議案第27号 町道路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第27号 町道路線の認定について提案理

由の説明を申し上げます。

現在、町営住宅等への進入路として谷田町営住宅線があります。この路線は、狭隘な上に国道294号との交差点は視界が悪く、交差点形状を改善する必要があります。これらを解消するには、現道拡幅より新たに南側に道路を整備するほうが安全性と利便性の向上を図れるため、今回、町道に認定するものであります。

なお、詳細については担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（石田彬良君） 建設課長。

建設課長（塚原富太君） それでは、町道路線の認定について補足説明をいたします。

まず、路線名でございますが、谷田町営住宅2号線で、谷田字東宿を起終点とし、延長176.80メートル、幅員5.6メートルから7.1メートルの路線であります。後ろに位置図を添付しておきましたので、ご確認いただきたいと思います。

この路線は、地域住民の生活道路として重要な路線であり、以前から整備要望がありました。このため、町道に認定し平成22年度に整備する予定であり、早期に整備し、地域住民のため生活環境の向上を図りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で補足説明を終わります。

議長（石田彬良君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（石田彬良君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第27号 町道路線の認定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（石田彬良君） 日程第28、議案第28号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第28号 財産の取得について提案理由の説明を申し上げます。

まず、雇用促進住宅の取得に至るまでの経過を申し上げますと、国において、平成13年12月に特殊法人整理合理化計画が閣議決定されました。その内容は、早期廃止の方策を検討し、できるだけ早期に廃止することになりました。その後、平成19年3月に独立行政法人雇用能力開発機構中期目標に基づき、おおむね3分の1の雇用促進住宅を譲渡・廃止することになりました。

こうした方針を受け、機構から平成17年7月に購入の依頼があり、その後、価格及び修繕等に関し数回の交渉を経て、平成21年3月に最終売却額5,355万2,748円が提示されました。

本町の町営・町有住宅は老朽化した住宅が多く、購入し、町有住宅として管理することにより耐震化率、水洗化率が大幅に改善され、安全・安心な、快適な住宅環境を提供できることとなります。

なお、詳細については担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（石田彬良君） 建設課長。

建設課長（塚原富太君） それでは、財産の取得について補足説明をいたします。

まず、1の取得する財産ですが、雇用促進住宅馬頭宿舎の土地・建物及び附属施設を一体的に取得するものであります。土地は1筆で、その面積は5,750.8平米で、取得価格は1,026万6,498円であります。坪当たり換算いたしますと5,900円となっております。

次に、建物ですが、鉄筋コンクリートづくり5階建ての共同住宅2棟、床面積は3,725.48平米です。このほかに集会所、水道施設等があり、取得予定価格は4,328万6,250円であります。

2の取得目的ですが、取得後は、入居基準や家賃に縛りのない町有住宅として管理するも

のであります。

次に、3の契約の相手方でございますが、国の公益法人であります独立行政法人雇用・能力開発機構であります。

なお、後ろに参考資料といたしまして、附属施設の種類とその規模並びに住宅敷地の配置図を添付しておきましたので、ごらんになっていただきたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

議長（石田彬良君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（石田彬良君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（石田彬良君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第28号 財産の取得については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（石田彬良君） 日程第29、議案第29号 小川中学校屋内体育館改築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第29号 小川中学校屋内体育館改築工事

請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本工事の契約方法は一般競争入札とし、18業者が参加し、2月24日に開札、2月25日に落札決定をいたしました。その結果、大田原市の青木建設株式会社が2億840万4,000円で落札いたしました。

当該工事は、既存の体育館の耐力度が低く危険な状態であるため、改築するものであります。工期につきましては、着手の日を議会の議決を得た日から3日を経過する日とし、完成の日を平成22年10月29日といたします。

地方自治法第96条第1項第5号及び那珂川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（石田彬良君） 学校教育課長。

学校教育課長（荒井和夫君） 補足説明を申し上げます。

参考資料をごらんいただきたいと存じます。

工事場所につきましては、小川中学校特別教室棟及びランチルームの北側で、プール跡地に建築するものであります。構造は鉄骨造平屋建てで、延べ床面積は、体育館、渡り廊下を合わせて1,270平方メートルであります。施設は、アリーナのほか、ステージや器具庫、管理室などで構成されており、屋根は東西に勾配のある切り妻の大屋根で、外壁はALC板、内壁は杉板を予定しております。

ほかに、配置図、平面図及び立面図を添付いたしましたので、参考にごらんください。

なお、当工事の予定価格は2億7,783万3,150円で、落札率は75.01%でありました。

以上で補足説明を終わります。

議長（石田彬良君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（石田彬良君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第29号 小川中学校屋内体育館改築工事請負契約の締結については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（石田彬良君） 日程第30、議案第30号 小川中学校校舎耐震補強工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第30号 小川中学校校舎耐震補強工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本工事の契約方法は一般競争入札とし、13業者が参加し、2月24日に開札、2月25日に落札決定をいたしました。その結果、真岡市の松本建設株式会社が4,221万円で落札いたしました。

当該工事は、耐震診断に基づき校舎の耐震性能を確保し、地震防災対策を図るため実施するものであります。工期につきましては、着手の日を議会の議決を得た日から3日を経過する日とし、完成の日を平成22年9月30日といたします。

地方自治法第96条第1項第5号及び那珂川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

なお、詳細については担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（石田彬良君） 学校教育課長。

学校教育課長（荒井和夫君） 補足説明を申し上げます。

参考資料をごらんいただきたいと存じます。

工事内容につきましては、管理室棟に鉄骨ブレース増設壁14カ所、RC造増設壁3カ所、揺れの衝撃を吸収するための耐震スリット2カ所、屋上の目隠し壁撤去2カ所、煙突撤去1カ所であります。震度6程度の大規模地震に耐えられる構造に耐震補強をするものであります。

なお、当工事の予定価格は5,612万8,800円で、落札率は75.20%でありました。

以上で補足説明を終わります。

議長（石田彬良君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第30号 小川中学校校舎耐震補強工事請負契約の締結については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（石田彬良君） 日程第31、議案第31号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第31号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

平成22年3月29日から、栃木市、下都賀郡大平町、同郡藤岡町並びに同郡都賀町を廃止し、その区域をもって新たに栃木市を設置する廃置分合が行われること、及び同日から栃木地区広域行政事務組合を栃木県市町村総合事務組合に加入させることに伴い、栃木県市町村総合事務組合規約を変更することについて関係地方公共団体と協議するものであり、地方自治法第209条の規定により提案するものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（石田彬良君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第31号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（石田彬良君） 日程第32、議案第32号 栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する

地方公共団体の数の減少及び栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第32号 栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

平成22年3月29日から、栃木市、下都賀郡大平町、同郡藤岡町及び同郡都賀町を廃し、その区域をもって新たに栃木市を設置することに伴い、栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し、規約第7条第1項中、広域連合の議会の議員の定数を「37人」から「35人」に変更するもので、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（石田彬良君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第32号 栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（石田彬良君） 日程第33、議案第33号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第33号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

小児救急医療の支援につきましては、地域における医療の充実、とりわけ休日や夜間における小児救急医療体制の充実を求める声が大いことから、県内各地において既に、小児救急医療対策事業実施要綱に基づく小児救急医療支援事業を導入し、通常の救急医療診療体制とは別に、主として重症の小児救急患者に対し、地域の中核的病院において診療を行っているところであります。

南那須地区といたしましても、安心して子供を産み育てることのできる環境づくりを推進することとするため、小児第2次救急医療医療体制の整備に向け、これまでこの事業の取り組み方法、受け入れ病院との協議を進めてまいりました。

その結果、那須地区及び塩谷広域行政事務組合と協定を結び、県北3広域連携のもとに、平成22年4月1日より小児救急医療支援事業を実施し、また、受け入れ病院は大田原赤十字病院、国際医療福祉大学病院、菅間記念病院の3病院の輪番制で行っていただくことになりました。

つきましては、小児救急医療支援事業の実施に当たり、この事業に関する事務を共同処理する事務として新たに加えるために、組合規約の一部を変更する必要があることから、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石田彬良君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（石田彬良君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（石田彬良君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第33号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

再開は14時25分といたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時25分

議長（石田彬良君） 再開します。

議案第34号～議案第43号の上程、説明

議長（石田彬良君） 日程第34、議案第34号 平成22年度那珂川町一般会計予算の議決について、日程第35、議案第35号 平成22年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決について、日程第36、議案第36号 平成22年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について、日程第37、議案第37号 平成22年度那珂川町老人保健特別会計予算の議決について、日程第38、議案第38号 平成22年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について、日程第39、議案第39号 平成22年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について、日程第40、議案第40号 平成22年度那珂川町下水道事業特別会計予算の議決につ

いて、日程第41、議案第41号 平成22年度那珂川町農業集落排水事業特別会計予算の議決について、日程第42、議案第42号 平成22年度那珂川町簡易水道事業特別会計予算の議決について、日程第43、議案第43号 平成22年度那珂川町水道事業会計予算の議決について、以上10議案は関連性がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第34号から議案第43号、平成22年度那珂川町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計予算を提案するに当たり、町政執行に当たって所信の一端を申し述べますとともに、予算案の要旨についてご説明申し上げます。

現在の経済情勢は、世界的経済不況の影響により極めて厳しい状況にありますが、ここに来て、海外経済の回復や国の財政・金融政策などにより一部持ち直しの動きがあるものの、設備投資や企業収益の減少、雇用状況の悪化などが見られ、その先行きは依然不透明なものとなっています。

こうした景気の状況から、地方財政を取り巻く環境は、個人・法人関係税などの減収が懸念される一方で、社会保障関係費の継続的な増加が見込まれています。

このような状況は当町においても同様であり、平成22年度の歳入は、その根幹をなすべき町税収入の減収が見込まれ、依然として厳しい財政運営が予想される中での新年度当初予算編成となりました。

まず、国の平成22年度予算であります。国においては、昨年、政権交代があり、すべての事業の見直しを図るなど、従来手法、考えを改めた予算編成となりました。子育て、雇用、環境、科学技術に特に重点を置くとともに、新成長戦略の推進を通じて新たな雇用と雇用を創造していくとされ、新政権のマニフェスト関連の経費を計上したため、過去最大の予算総額となり、税収の大幅な減収から、新規国債発行は2年連続して増加した内容となっております。

地方財政対策では、地域主権改革の第一歩として、地方の自主財源の充実・強化が図られ、地方交付税が1兆1,000億円増額されるとともに、税収の減に伴う財源不足の拡大により、臨時財政対策債は引き続き大幅増となりましたが、地方財政計画は前年度を0.5%下回る規模となっております。

県におきましても、「とちぎ未来開拓プログラム」の初年度として着実な実行を図ること

により、基金の取り崩しを圧縮しながら、最重要課題である景気・雇用対策に取り組むとともに、各種施策の着実な推進を図る予算が編成され、前年度を3.6%上回る予算となっております。

本町の予算編成の考え方ではありますが、町内においても依然として厳しい景気の状態にあり、平成22年度予算については、那珂川町総合振興計画を基本とし、長引く景気の低迷に対応した景気・雇用対策を図りながら、私の公約であります協働のまちづくりや行政改革、安心安全のまちづくりの実現につかまして、でき得る限り予算に反映させる次第であります。

こうした考え方により、当初、前年度、平成21年度を下回ることを目途に編成作業を進めてまいりましたが、最終的に編成した一般会計予算につかましては75億円で、前年度に比較すると1億1,000万円、1.5%の増となりました。

この要因は、南部地区中山間地域総合整備事業が終了したことや、道路新設改良費、人件費、公債費が減額したものの、国において政権交代があり、新政権のマニフェストの目玉である子ども手当が6月支給予定となるため、この経費を計上したこと、南那須地区広域行政事務組合ごみ処理施設改良整備工事に伴う負担金の増や、国民健康保険特別会計繰出金等の増によるものであります。

その結果、昨年度を上回る規模となりましたが、この増額分約2億円は子ども手当で支給事業費でありますので、実質的には昨年度を下回る予算となっております。

また、一般会計、特別会計、水道事業会計を合わせた予算額は121億3,911万円となり、前年度予算に比較すると1億4,498万5,000円、1.2%の増となりました。

予算の主な内容についてご説明申し上げます。

まず、一般会計の歳入ではありますが、景気の低迷や雇用情勢の悪化を踏まえ、個人町民税は前年度比2,000万円の減収を見込んでおります。エコカーやコンパクトカーへの自動車ユーザーの移行により、地方譲与税は600万円、自動車取得税交付金は1,000万円の減収を見込んでおります。

これに対し、地方交付税は、地域活性化・雇用等臨時特例費の創設や、国の地方交付税総額の伸びなどを踏まえ、前年度と比べ8,000万円の増を見込みました。

また、国庫支出金は、定住促進団地整備事業や地域住宅交付金事業の終了による減がありましたが、子ども手当支給事業の創設により、前年度に比較し約1億6,400万円の増となりました。

県支出金については、中山間地域総合整備事業の終了による減がありましたが、農山村活

性化プロジェクト支援事業費や地籍調査事業費等の増額により、約1,000万円の増を見込みました。

基金については、事業の確実な推進と町民生活への影響を極力避けるため、財政調整基金、地域振興基金等から約4億1,000万円を繰り入れることとしました。

また、町債の発行につきましては、臨時財政対策債の大幅な伸びがある中で、過疎対策事業債、合併特例債を有効に活用することとし、前年度に比べ約4,800万円の減となりました。その結果、一般会計の平成22年度末の町債残高は約3億4,000万円縮減できる見込みとなりました。

次に、歳出について申し上げますと、私の公約であります協働のまちづくりや行財政改革、安心安全のまちづくりを踏まえ、総合振興計画との整合性を図り、その着実な推進を図ることとしました。

それでは、新年度の主な事業を中心に説明を申し上げます。

まず、新たな交通システムの推進策として、デマンド交通システムの実現に向け取り組むこととしました。また、子育て支援策として、医療費にかかる家庭の負担軽減のため、こども医療費助成事業を中学生まで拡大するほか、新設するわかあゆ保育園の運営にあわせ、子育て支援センターを設置することとしました。

生活基盤の整備として、7路線の町道整備のうち2路線を新たに着手するほか、防災施設の充実や小・中学校の耐震化を図るなど、安心安全なまちづくりを進めてまいります。

農林・商工業の振興では、農産品ブランド化推進事業補助金や里山温泉トラフグ研究会補助など、関係団体への助成により、八溝そば、トラフグ、イノシシ等の独自のブランド化を促進すべく取り組んでまいります。中小企業対策では、中小企業融資資金を増額し、経済対策に配慮した次第であります。

また、環境のまちづくりにおいては、一般家庭における太陽光の利用や省エネルギーの促進を図り、地球温暖化防止に資するため、太陽光発電等施設導入補助金を新たに設けることといたしました。

続きまして、平成22年度予算の主要施策について、一部重複する部分もありますが、説明資料により説明いたします。

まず、「安全・快適なユニバーサルデザインのまちづくり」であります。都市基盤の整備の土地利用・都市計画では、地籍調査事業として、馬頭地区のほか新たに和見地区を実施することといたしました。

町道新設改良事業は、76号線、一渡戸大鳥線の2路線を新たに着手することといたしました。地方道路交付金事業は、大山田立野線が終了することに伴い、日向線を交付金事業として引き続き改良工事を行うものであります。

公共交通の整備では、デマンド交通システム導入に係る経費を計上いたしました。

生活環境基盤の整備の住環境の整備では、新たに旧雇用促進住宅を町有住宅として管理いたします。

消防防災、交通安全、防犯基盤の整備は、常備消防、非常備消防の管理運営費及び消防施設整備費であります。

「笑顔あふれる元気で心あたたかなまちづくり」の医療・保健の充実では、新たに肺炎球菌ワクチン接種の助成や、自殺予防対策を含む精神障害者居宅生活支援事業を実施するほか、女性特有のがん検診推進事業や新型インフルエンザ対策事業など、各種保健事業を実施いたします。

高齢者福祉・社会福祉の充実では、介護予防事業で緊急通報システムによるひとり暮らし老人等の見守り支援サービスのほか、障害者福祉サービス事業をはじめ、各種の事業を実施いたします。

児童福祉・子育て支援の充実では、新規事業として、国の新たな施策である子ども手当支給事業を実施いたします。また、こども医療費助成事業を中学生まで拡大することや、小川地区に新たにわかあゆ保育園を開園し、併設して、子育て支援センターを運営開始するなど、従来からの放課後児童クラブや保育園の運営とあわせ、子育て支援事業を充実いたします。

「人を育て未来を拓くまちづくり」の学校教育の充実では、東部地区3小学校を統合し、新たに馬頭東小学校として運営するほか、馬頭東小学校屋内体育館改修工事のための設計業務をはじめ、小・中学校、幼稚園の運営、整備を行います。また、学校給食センターの管理運営では、調理部門について新たに業務委託をすることといたしました。

生涯学習の充実、スポーツ・レクリエーションの振興では、町民のための各種講座や研修会、町民スポーツの振興や団体の育成を図るための経費を計上いたしました。

文化の振興では、広重美術館、郷土資料館、なす風土記の丘資料館の運営の充実を図るほか、芸術文化活動の充実や団体の育成に取り組んでまいります。特に広重美術館では、開館10周年を迎えることから、合併5周年記念事業とあわせ特別展を実施いたします。

国際交流の推進では、青少年海外体験学習事業として、引き続きアメリカ・ホースヘッズ村に団員を派遣するほか、国際理解活動の充実を図るため、国際交流事業を推進していき

いと考えております。

「人がにぎわい活力あるまちづくり」の農林業の振興では、農産品ブランド化推進事業補助金を計上するほか、県単農業農村整備事業として、小口地区農道を新規事業として実施します。このほか、イノシシ肉加工施設運営事業や森林の保全のための森林整備地域活動支援交付事業、地元材の利用拡大を推進するための木材需要拡大事業を継続して実施いたします。

商工業の振興では、離職者等の緊急的な雇用の場の提供として、緊急地域雇用創出特別交付金事業に引き続き取り組むことといたしました。

また、従来から実施しております中小企業融資資金預託金を増額し、企業の資金繰り等の支援に努めるほか、商工業の振興助成では、合併後の商工会への助成や里山温泉トラフグ研究会等を支援してまいります。企業誘致活動では、企業訪問等をはじめ充実することとしました。

観光の振興では、ふるさとの森公園内の民俗資料館茅葺屋根改修事業を実施するほか、各観光施設の維持管理経費、道の駅、地域情報発信施設を中心とした観光や地域情報のPRのための経費、合併後の観光協会への支援経費などを計上しました。

地域間連携・交流の促進では、愛荘町、美郷町との姉妹都市交流を継続いたします。

「豊かな自然と共生するまちづくり」の生活環境の保全では、し尿処理対策、ごみの収集・運搬及び処理を行うものでありますが、広域行政事務組合において、ごみ焼却場の改修工事に伴う負担金が増額となっております。

「改革への道」の住民参加・協働の推進では、協働によるまちづくりを推進するため、モデル地区に助成を行うものであります。昨年から実施している学官連携事業も、引き続き充実させることといたしました。

「まちづくりの3大重点プロジェクト」のうち、自然・環境との共生推進プロジェクトでは、環境のまちづくりの調査研究を行うほか、新規事業として、太陽光発電等設備導入事業を実施することといたしました。

その他として、平成22年度は、那珂川町が合併して5年目を迎えることから、合併5周年記念事業を実施することといたしました。

次に、特別会計予算について説明をいたします。

ケーブルテレビ事業特別会計から説明をいたします。

予算額は3億1,500万円で、前年度に比較して3,500万円、10.0%の減となりました。これは、高度化事業の整備が完了したことによるものであります。ケーブルテレビ施設の管理

運営費のほか、番組制作費、インターネットサービス事業等に要する経費を計上いたしました。

次に、国民健康保険特別会計であります。予算額は20億4,300万円で、前年度に比較して3,900万円、1.9%の増となりました。療養給付費のほか、後期高齢者支援金等であります。

次に、老人保健特別会計であります。予算額は100万円で、前年度に比較して400万円、80%の減となりました。これは後期高齢者医療制度が施行されたことによるもので、平成22年度までは医療費の遡及請求権があることから、引き続き設けておくものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。予算額は1億9,200万円で、前年度に比較して1,950万円、11.3%の増となりました。後期高齢者医療広域連合納付金が主なものであります。

次に、介護保険特別会計であります。予算額は12億1,000万円で、前年度に比較して5,000万円、4.3%の増となりました。介護サービス給付、介護予防サービス給付等が主なものであります。

次に、下水道事業特別会計であります。予算額は3億3,500万円で、前年度に比較して600万円、1.8%の増となりました。施設の維持管理費のほか、馬頭地区田町地内の管渠工事を進めてまいります。

次に、農業集落排水事業特別会計であります。予算額は4,500万円で、前年度に比較して100万円、2.2%の減となりました。施設の維持管理費が主なものであります。

次に、簡易水道事業特別会計であります。予算額は1億5,700万円で、前年度に比較して800万円、4.8%の減となりました。施設の管理運営費を中心に、山崎地内の配水管布設等の経費を計上いたしました。

次に、水道事業会計について申し上げます。

予算の総額は3億4,111万円で、前年度に比較して3,151万5,000円、8.5%の減となりました。上水道事業においては、平館地内の配水管布設替工事等、東部地区簡易水道事業においては大山田下郷地内の配水管布設替工事などを予定しております。

以上、各会計の予算につきましてその大要を申し上げますが、一般会計において平成22年度に実施予定であった小川中学校屋内体育館改築工事、校舎耐震補強工事約4億円については、平成21年度の国の経済対策を活用し前倒し実施しておりますので、ご理解願いたいと思います。

今後の予算の執行に当たりましては、現在の厳しい財政状況を認識し、経常経費の節減、事務事業の見直しや合理化など、行財政改革を積極的に推進してまいりたいと考えております。また、多種多様化する行政需要に速やかに対応し、弾力的かつ効率的な運用を図ってまいりたいと考えております。

私は、みんなで考え行動するまちづくりを基本とし、事務事業の円滑な執行に向け、全職員と一丸となって努力してまいる所存であります。

議員の皆さんにおかれましても、建設的なご提言をいただき、町政発展のためご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げ、私の所信の一端と、平成22年度予算の提案説明とさせていただきます。

議長（石田彬良君） 提案理由の説明が終わりました。

#### 予算審査特別委員会の設置、付託

議長（石田彬良君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第34号から議案第43号までについては、議員全員を委員とする予算審査特別委員会を設置してこれに付託することとし、審査に当たっては、必要に応じて資料の提出を求めることができることとしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号から議案第43号までについて、議員全員を委員とする予算審査特別委員会を設置してこれに付託することとし、審査に当たっては、必要に応じて資料の提出を求めることができることと決定いたしました。

ただいま議員全員を委員とする予算審査特別委員会が設置されましたが、正副委員長がともに決定しておりませんので、委員会条例第10条第1項の規定により、議長名をもって、本日、本会議終了後、直ちに予算審査特別委員会を議場に招集します。

#### 休会について

議長（石田彬良君） お諮りします。

休日及び予算審査特別委員会開催のため、3月13日から3月18日までは本会議を休会としたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（石田彬良君） 異議なしと認めます。

よって、3月13日から3月18日までは本会議を休会とすることに決定しました。

3月13日から3月18日までは本会議を休会といたします。

#### 散会の宣告

議長（石田彬良君） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の会議は3月19日午後1時30分とします。

本日はこれにて散会します。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時55分